

都市・建築にかかわる社会システムの戦略検討特別調査委員会 2010・2011年度 活動報告

1. 設置目的

建築、まちづくりに関わる社会システム全般について、幅広く学術的観点から検討

2. 委員会構成

委員長：南一誠、幹事：黒木正郎、五條渉、古阪秀三、中井裕裕、高木次郎、鈴木祥之、川瀬貴晴、委員：大橋好光、金箱温春、神田順、桑田仁、後藤治、後藤春彦、小林敬一、小林英嗣、坂本成弘、佐藤滋、高田光雄、竹市尚広、巽和夫、田中傑、田辺新一、辻本誠、樋口秀、深尾精一、福川裕一、柳沢厚、和田章

3. 建築・社会システムに関する連続シンポジウム

- ① 市民社会の建築・まちづくり —新たな制度と仕組みの提案—
- ② 建築関係法の課題 —建築基準法単体規定を中心に—
- ③ 裁量性を有する建築規制の可能性
- ④ 市民参画社会における建築関連法制度
- ⑤ 建築構造設計にかかわる法制度のあるべき姿
- ⑥ 建築における「環境」と「設備」のあるべき姿と法制度
- ⑦ 建築ストック活用における建築関連法制度の課題
- ⑧ 建設活動・建築法制度・生産組織60年余の変遷
- ⑨ 市街地像の共有は可能か
- ⑩ 都市部の近現代建築の保存と建築・都市関連法制度の課題
- ⑪ 歴史的変容過程における建設活動と建築法・制度の関わり
- ⑫ 法に係わる環境・設備の課題と展望
- ⑬ 日本の建築基準の目指すべき目標像を探る —海外の状況と経験を踏まえて—
- ⑭ 伝統構法木造建築物における諸問題と今後の展望
- ⑮ まちづくり条例から建築基準法改正をイメージする
—開発調整における市民と建築家の対話型調整制度は可能か?—
- ⑯ 建築ストック社会への実務からの展望

+

- ⑰ 2010年1月12日 都市・建築にかかわる社会システムの戦略検討シンポジウム
あるべき建築関連法制度の構築に向けて
- ⑱ 2010年3月12日 建築五会共催シンポジウム
新たな建築・まちづくりに関わる制度と仕組みはどうあるべきか
- ⑲ 2011年2月19日 第2回建築五会共催シンポジウム
新たな建築・まちづくりに関わる制度と仕組みはどうあるべきか
—建築でまちをつくる—
- ⑳ 2011年8月25日 日本建築学会大会 総合研究協議会
市民と専門家が協働する成熟社会に相応しい建築関連法制度を目指して

5. 今後の取り組み

- ① 検討成果を社会に向けて発信するため、「出版」準備。
- ② 建築五会における建築社会システムに関する検討会が充足。
2011年9月20日に建築五会合同で発表した「建築・まちづくり宣言」を踏まえて、
建築界全体として共有できる今後の建築・まちづくりの大きな方向性を明確にする。

4. 検討成果

- ① 建築主、所有者など、まちづくり・建築に関する関係者全員の責務・役割の明確化。
- ② 建築ストック活用など現代の社会ニーズに対応した技術と社会システムの関係を再考。
- ③ 規制と専門家の関係を再構築。羈束性を前提とした確認申請では合理的な審査が困難。
専門家のピアレビューを活用した裁量性ある判断や、市民、有識者を交えた協議調整型の審査の有効性を導入。
- ④ 技術の発展に資する社会システムのあり方を検討。
- ⑤ 日本建築学会は議論のプラットフォームとして継続的に行動。専門家教育との連携。

(1)実務からのアプローチWG

- ① 成熟志向・質的充実のための社会システムへの枠組みの転換が必要。
基本理念を「健全なストック活用型社会の構築である」と示し、建築基準法・都市計画法等の改正と関連法体系の再編成を提言。
- ② 都市・建築分野の専門家・技術者を活用するストック活用型社会の転換。
- ③ 地域社会が責任をもって行う地域環境形成を原則とする方向に転換。

(2)建築基準のあり方検討WG

- ① 建築規制の意義・目的を明確化。基準全体を性能規定型階層構造に転換。
- ② 要求性能基準は、確率・信頼性を考慮し、条件と状況の組合せとして明確に記述。
- ③ 複数の性能達成判断基準（検証方法・適合みなし規定）を適用条件と共に規定・指定。
- ④ 当事者の役割と責任を重視した体系に転換。既存ストック利活用のための特例を適用。
- ⑤ これらを含む選択肢について、課題や影響を勘案しつつ目標実現のための活動を継続。

(3)建築生産の実態と関係社会規範検討WG

- ① 建築物の発注者と供給者間の役割・責任範囲の実態把握と改善策検討。
- ② 建築生産社会・システムにおける二重構造の実態と現行法制度との乖離を把握。
- ③ 建設業法を含めた建築法体系にて、「建築物の質の確保・向上」を議論。

(4)都市計画法・基準法集団規定WG

- ① 性能規定の導入（地区の環境性能の向上という観点）
- ② 裁量制の導入（裁量を伴った総合的な判断のしくみ）
- ③ 計画許可の仕組み（都市計画・まちづくりとの連動）

(5)構造WG

- ① 建築主が安全性に関する責任を果たすため、建築主を支援する関係を構築。
- ② 法律による規制は最小限にし、仕様規定による設計ルートと一定の技量を有する設計者による性能設計ルートの2通りを整備し、建築の多様性、新技術の導入に対応。
- ③ 既存と新築に共通した構造性能評価指標を確立し、保険料率や価値判断指標にする。

(6)伝統木造検討WG

- ① 建築基準法における課題を検討し、伝統木造建築物の構造設計法の考え方を提案。
- ② 歴史的・文化財建造物の保存・修復・再生における技術的、法的課題について整理。
- ③ 重要伝統的建造物群保存地区の防災について提案。

(7)建築環境・設備分野研究WG

- ① 室内外環境問題、エネルギー問題等に対する建築関連法規制のあり方を提案。
- ② 建築の設計、施工、運用の各段階における建築設備関連法規制のあり方を提案。
- ③ これからの建築環境・建築設備技術者の在り方と資格制度を提案。